日本共産党 市会議員団 ニュース

発行
日本共産党
川西市議団
市役所控室
TEL740－1111
内線4020
議員団直通
FAX759－1811
市議団
土谷一郎
TEL・fax 793-2134
住田由之輔
TEL・fax 759-4541
黒田 みち
TEL・fax 790-3055
大塚寿夫
TEL・fax 793-2243

「後期高齢者医療制度廃止求める請願」への態度に変化

市民の声が議員を動かす→ 4対25（12・3月議会） が14対15に（6月議会）

6月議会報告
請願審議

6月市議会では、4件の請願審議が行われました。審議での主な内容と結果について報告致します。

審議された請願

◎「後期高齢者医療制度」の中止・廃止を求める意見書を国に提出することを求める請願
◎後期高齢者医療制度廃止に関する請願
◎自主共済制度の保険業適用見直しを求める請願
◎就学前の子どもの医療費無料化を求める請願

自民党・公明党が反対討論
民主党・共産党が賛成討論

「高齢者を邪魔者扱いする」と批判が強くなっている「後期高齢者医療制度の廃止を求める～」請願2本は、12月・3月議会では、日本共産党のみ賛成でしたが、国民運動のうねりによって、今回は、共産党4人、連合市民クラブ5人、自治市民クラブ3人、清和緑風会2人の14人が賛成しました。しかし、残念ながら不採択になりました。

安田末（自民）、平岡（公明）両議員が、請願の反対討論を、小山（民主）議員、黒田（共産）が賛成討論を行いました。

自主共済制度の保険業法見直しを求める」請願は12対17

「自主共済制度～」の請願には、大塚（共産）議員が賛成討論をしましたが、12対17で不採択になりました。

この請願の趣旨は、オレンジ共済事件など共済を悪用したマルチ商法的な悪徳業者を排除する目的だった保険業法の改正が小規模の助け合い組織も適用対象になったため、廃業するか、「少額短期保険業者」として登録するかの選択をせまられることになったもので、互助会、共済が次々解散に追い込まれています。

PTAなどで行っている授業中などの事故への見舞金など、安い負担金で給付を保証してきましたが、こうした共済の9割が廃業せざるをえない状況です。請願はこうした互助会、共済を法律の適用から外してもらいたいとするものです。

「就学前のこどもの医療費無料化を求める」請願は継続審議に

川西市は近隣他市と比較し遅れています。

三田市は通院は小3まで、入院は中学卒業まで無料。猪名川町では通院・入院共に小3まで無料です。

共産党は賛成し意見書提出を求めましたが、他会派の全員が「継続審議」としました。

近隣都市「こどもの医療費」の状況

自治体名	通院無料	その他
川西市	0歳児	小6まで入院無料（小4～6は償還払い）
伊丹市	6歳児まで	小6まで入院無料・児童手当受給者対象
宝塚市	2歳児まで	小3まで入院無料・所得制限緩和・償還払いなし
尼崎市	3歳未満児	入院共
西宮市	3歳誕生月まで	入院共
芦屋市	2歳児まで	入院共
三田市	小3まで	中3まで入院無料
篠山市	3歳未満児	小3まで入院無料
猪名川町	小3まで	入院共・所得制限なし
兵庫県	通院1日700円2回まで、入院1割負担月2800円まで 所得制限なしは0歳児のみ	

6月議会請願態度

請　願　名	日本共産党	連合市民ク	政雲会	公明党	智政会	自治市民ク	清和緑風会
就学前の子どもの医療費無料化を求める請願	賛成・即決を	継続	継続	継続	継続	継続	継続
自主共済制度の保険業法適用見直しを求める請願	賛成	賛成	反対	反対	反対	賛成	反対
「後期高齢者医療制度」の中止・廃止を求める意見書を国に提出することを求める請願	賛成	賛成	反対	反対	反対	賛成	賛成
後期高齢者医療制度廃止に関する請願書	賛成	賛成	反対	反対	反対	賛成	賛成

交渉団体名	幹事長名	所　属　議　員　名					人数
連合市民クラブ	小山敏明	越田謙治郎	安田忠司	津田加代子	土田 忠	多久和桂子	6人
政雲会	宮路尊士	倉谷八千子	上馬　勇	中礼思無哉	松田恭男	久保義孝	6人
公明党	志水隆司	江見輝男	平岡 譲	大矢根秀明	岩田秀男		5人
日本共産党	住田由之輔	大塚寿夫	土谷一郎	黒田美智			4人
智政会	西山博大	吉富幸夫	梶田忠勝	安田末廣			4人
自治市民クラブ	北上哲仁	宮坂満貴子	小西佑佳子				3人
清和緑風会	吉田　進	前田　貢					2人

9・10月議会日程

10月臨時議会		10月決算委員会					9　月　議　会									
役員改選10月		特別会計決算10月		一般会計決算10月												
28日	27日	9日	8日	3日	2日	1日	19日	12日	11日	10日	9日	8日	5日	4日	3日	8月29日
火	月	木	水	金	木	水	金	金	木	水	火	月	金	木	水	金
議会役員改選	議会役員改選	特別会計決算審査	特別会計決算審査	一般会計決算審査	一般会計決算審査	一般会計決算審査	本会議	公営企業決算委員会	建設常任委員会	厚生経済常任委員会	文教公企常任委員会	総務常任委員会	一般質問	一般質問	一般質問	招集日

10月で改選2年目です

ご意見・ご要望をお聞かせ下さい

中央北地区開発の土地利用基本構想を発表

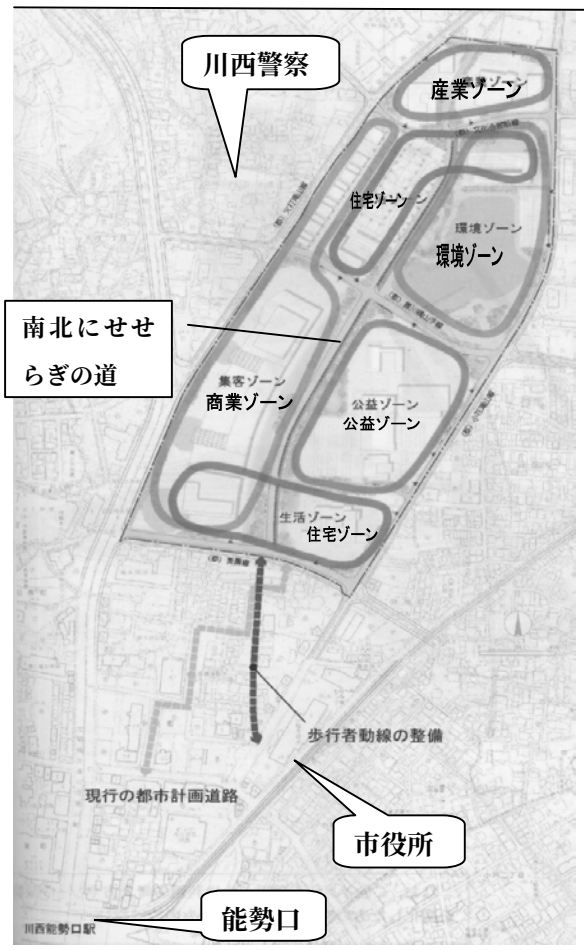

夢物語ではないか？！

ホタルがとぶまちビオタウン構想

5つのゾーン

6月12日、川西市は中央北地区土地利用基本構想、5つのゾーニングを発表しました。

◎産業ゾーン
地区内に継続して営業する企業など

◎住宅ゾーン
住宅建設を行う

◎環境ゾーン
せせらぎ道と連動させ公園を

◎公益ゾーン
既存公共施設の集積

◎商業ゾーン
大型店導入で活性化を行う

今までの失敗の総括ナシ 財政計画・見通しナシ

能勢口再開発においてもC地区（アステ・阪急）以外は住宅・事務所・店舗が売却出来ずに莫大な市財政が投入され、現在第3セクターにて管理運営されています。能勢口中央商店街は再開発ビルに入らず、川西市が買い上げないと事業が終わりませんでした。現在、駅再開発ビルの商業床は空き床が増えている状況です。

★中央北地区開発も前回破綻しました。

★今までの総括もせず、財政計画も、事業の見通しもなく進められるのでしょうか

大型店導入で能勢口商店街と一体化で活性化できるか？？

この10年間に市内の商店数は7％に、売り上げは81．8％に下がっています。空き店舗もあります。

阪神間で共存の実例なし

阪神間で半径1㎞程度で、2つの商業核が共存している例はありません。

◎尼崎市
・JR尼崎開発・コストカルフール
・つかしん・塚口さんさんタウン

◎伊丹市
・ダイヤモンド・つかしん

◎宝塚市
・宝塚南口・逆瀬川・宝塚、3つの駅前再開発の競合

●いずれも共存出来ず、大型店の撤退、破綻、空き床増で地元商店は深刻です。

急がず、当面は広場で・・・財政が良くなってから考えよう！

川西市はこの5年間、毎年10億円の財政不足になる、「行財政改革」で支出を減らして困難を切り抜けると発表し、職員定数減・給与削減、公共料金引き上げ、福祉切り捨てを進めています。3月発表の「中期財政計画」にも財源の裏付けはありません。身の丈以上の開発は財政破綻に導きます。くらし第1の市政が大切です。

報告 大塚議員

議会無視！ 議案提出せず新たに7800万円の工事完了させる 中央北地区土壌汚染対策2億1840万円の関連工事で

言い訳に終始、責任は語らず

7月18日、総務常任委員会協議会にて、市長は中央北地区土壌汚染対策事業において、当初発注契約にない工事を分離発注の手続きをせず、「和解契約書」で処理をしたい、と報告をしました。議会無視で進めた事への責任は避けました。

議会無視！

当初契約以外の工事を議決もせず実施・・・

市の要綱では、契約金額の30％を超えると施工中の工事と著しく分離することが困難なものを除き、別途契約にすると決めています。今回の工事は、36％を超えており、分離しなければならない工事です。ところが工事は完了、今から議案提出できないので、「和解契約書」で処理したいというのです。こんな事がまかり通れば議会はいりません。

市の責任を明確にすべきです。

市は言い訳をするだけ

なぜこんな事になったのかの追及に、副市長は、①業者が市の提示する内容・金額での合意に時間がかかった、市も責任あるが業者も責任がある。②もっと早く議会に報告するべきだった。反省はこの2点です。

☆工事をストップして契約を議会に提案し可決後事業を行うルールを守らなかったことへの責任はふれないままです。

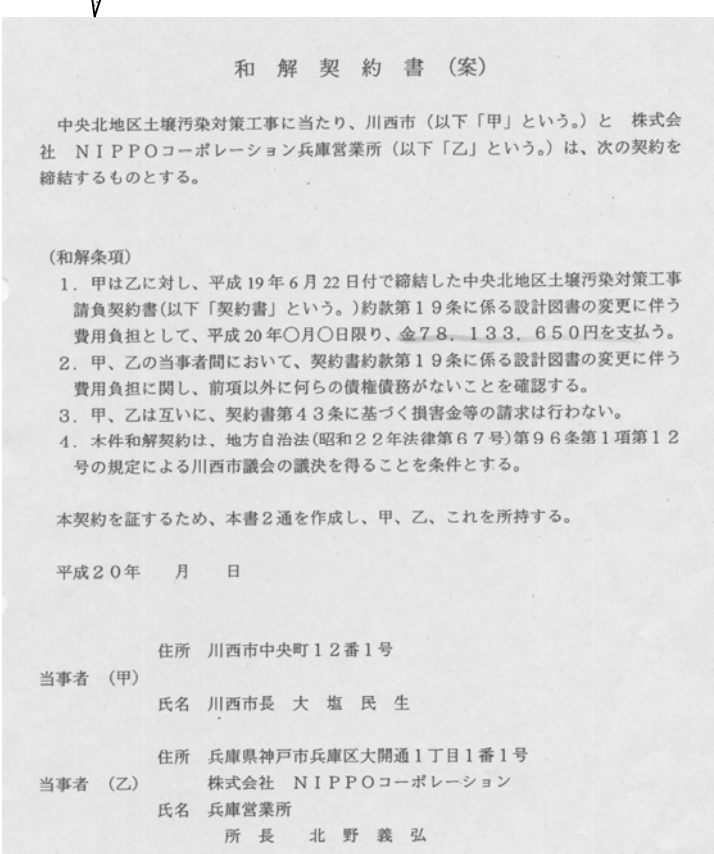

和　解　契　約　書（案）

中央北地区土壌汚染対策工事に当たり、川西市（以下「甲」という。）と　株式会社　ＮＩＰＰＯコーポレーション兵庫営業所（以下「乙」という。）は、次の契約を締結するものとする。

（和解条項）

1．甲は乙に対し、平成19年6月22日付で締結した中央北地区土壌汚染対策工事請負契約書(以下「契約書」という。)約款第１９条に係る設計図書の変更に伴う費用負担として、平成20年〇月〇日限り、金７８，１３３，６５０円を支払う。
2．甲、乙の当事者間において、契約書約款第１９条に係る設計図書の変更に伴う費用負担に関し、前項以外に何らの債権債務がないことを確認する。
3．甲、乙は互いに、契約書第４３条に基づく損害金等の請求は行わない。
4．本件和解契約は、地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第９６条第１項第１２号の規定による川西市議会の議決を得ることを条件とする。

本契約を証するため、本書２通を作成し、甲、乙、これを所持する。

平成２０年　　月　　日

当事者（甲）　住所　川西市中央町１２番１号
氏名　川西市長　大　塩　民　生

当事者（乙）　住所　兵庫県神戸市兵庫区大開通１丁目１番１号
株式会社　ＮＩＰＰＯコーポレーション
氏名　兵庫営業所
所　長　　北　野　義　弘